

砂川市規則第30号
令和4年9月30日

砂川市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

砂川市職員の育児休業等に関する規則（平成9年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合であって」を「次に掲げる場合」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の3号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合
- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第2条第2項を削り、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第2条第3項を同条第2項とする。

第2条の3を次のように改める。

（条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合）

第2条の3 条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている

同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託できない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが、次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(3) 次条に規定する事情に該当した場合

第2条の3の次に次の2条を加える。

（条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情）

第2条の4 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

（条例第2条の4第3号の規則で定める場合）

第2条の5 第2条の3の規定は、条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。

この場合において、第2条の3中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第3条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第3条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書（別記第1号様式）により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 第2条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第5条の見出し中「子が死亡した」を「育児休業に係る子を養育しなくなった」に改め、同条第3項中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務計画書)

第5条の2 条例第11条の育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務計画書(別記第2号の2様式)とする。

第7条中「通知」を「交付」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業(第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

第7条に次の1号を加える。

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続いて当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

第8条中「別記第2号の2様式」を「別記第2号の3様式」に改める。

別記第1号様式(第2条関係)を次のように改める。

別記第1号の2様式(第2条関係)を削る。

別記第2号様式(第5条関係)及び別記第2号の2様式(第8条関係)を次のように改める。

別記第2号の2様式(第8条関係)を別記第2号の3様式(第8条関係)とする。

別記第2号様式(第5条関係)の次に次の1様式を加える。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日	年	月	日	
様		所属	_____			
		職名	_____			
		氏名	_____			
次のとおり育児休業の承認・期間の延長を請求します。						
1 請求に係る子	氏名	_____				
	続柄	_____				
	生年月日	年	月	日		
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）					
3 請求期間	年	月	日から	年	月	日まで
4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
5 配偶者	氏名	_____				
	育児休業の期間	年	月	日から	年	月
6 備考	_____					

(注) ① この請求書（条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものは除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実。（注③）において同じ。）及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。

② 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休

別記第2号の2様式（第5条の2関係）

育児短時間勤務計画書

(任命権者)		提出年月日		年	月	日
様				所 属		
				職 名		
				氏 名		
<p>条例第10条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>						
1 請求に係る子						
子の氏名				生年月日	年 月 日	
2 請求者の計画						
請求期間		年 月 日から		年 月 日まで		
再度の請求予定期間		年 月 日から		年 月 日まで		
3 備 考						

(注) ① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。

② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

④ 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

別記2号の3様式（第8条関係）

育児短時間勤務承認請求書

(任命権者) 様		請求年月日 年 月 日
下記のとおり 育児短時間勤務の承認・期間の延長 を請求します。		所 属 職 名 氏 名
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生年月日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)	
	3 請求期間	
年 月 日から 年 月 日まで		
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務形態)	
	勤務の日及び時間帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

- (注) (1) この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- (2) 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- (3) 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- (4) 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- (5) 該当する□には☑印を記入すること。

※任命権者記入欄

	受 理 年 月 日	年 月 日	決 裁 年 月 日	年 月 日
決 裁 欄	職 員 係	職 員 係 長	課 長 補 佐	総 務 課 長
			総 務 部 長	副 市 長
				市 長
				□承認 □不承認
				砂川市長